

国際的な人の往来再開に向けた新規入国にかかる査証申請手続きについて
(レジデンストラックを利用した9月25日の決定に基づく全ての国・地域からの新規入国の場合)

令和2年12月8日
在ドミニカ共和国日本国大使館

ドミニカ共和国籍の方が新規に日本に入国する場合には、渡航目的にかかわらず、査証が必要です。当館で査証申請の手続きができる方は、ドミニカ共和国の国籍を有する方及びドミニカ共和国で合法的に長期滞在が許可されている方となります。

この査証は、対象者の受入企業・団体が、新型コロナウイルスに対する追加的な防疫措置の実施を確保するために必要な措置をとること等を外務大臣及び厚生労働大臣に対して誓約することによって発給されます。防疫措置の主な内容は以下の通りですが、詳細については、受入企業・団体から説明を受けてください。

なお、査証は日本への入国を保証するものではありません。

・日本入国に際しては**出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前72時間以内のCOVID-19に関する検査及び陰性証明の取得が必要**となります（[所定の様式](#)を使用してください）。経由地で入国手続きをしない場合は、ドミニカ共和国が出発地とみなされますので、ドミニカ共和国からの出発予定時刻前72時間以内に検体を採取した検査証明が必要となります。途中の経由地で入国手続きをする場合には、その経由地が出発地とみなされ、その経由地の出発予定時刻から72時間以内に採取した検体による検査証明が必要です。72時間を過ぎている場合、日本への入国拒否の対象となりますのでご注意ください。経由地によっては空港乗り継ぎでも入国手続きが必要となる場合がありますので、事前にご確認いただき、間違いのないようにお気を付けください。検査は経由地で行っても問題ありません。検査証明は、日本に到着後、原本又はその写しを入国審査官に対し提出してください。

・対象者の日本入国後14日間の移動手段は、自家用車、受入企業・団体所有車両、レンタカー、ハイヤーのいずれかに限られます。同期間は自宅又は宿泊場所で待機し、不特定の者との接触を行わないでください。また、入国時に、スマートフォンにLINEアプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等を導入し、入国後14日間はその機能を利用する必要があります。

・対象者は、入国時に民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入しているようにしてください。なお、入国時点で日本の公的保険制度（健康保険や国民健康保険など）に加入している場合は、この限りではありません。

・対象者は、本邦入国前14日間の検温を実施してください。発熱（37.5度以上）や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合は渡航を中止してください。（健康モニタリングの結果の事前提出は不要です。本邦行の飛行機の機内で配布される「質問票」に健康状況として反映してください。）

査証申請に必要な書類は以下の通りです。:

【短期商用目的】（文化・スポーツ交流等を含みます。）

- (ア) [査証申請書 \(PDF\)](#)（顔写真貼付）
- (イ) 旅券
- (ウ) 申請人の在職証明書
- (エ) [招へい理由書 \(PDF\)](#)（注1）
- (オ) [身元保証書 \(PDF\)](#)（注1）
- (カ) [誓約書（「外国人レジデンストラック \(PDF\)」）](#) 写し2通（注2）
- (キ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類（長期滞在査証など）（注3）

【中長期滞在目的】

（外交、公用目的、および「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の場合はこの措置には当てはまりませんので、別途お問い合わせください。）

- (ア) [査証申請書 \(PDF\)](#)（顔写真貼付）
- (イ) 旅券
- (ウ) 在留資格認定証明書
（2019年10月1日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書をお持ちの方は、**日本側受入機関が「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提示が必要です**）
- (エ) [誓約書（「外国人レジデンストラック \(PDF\)」）](#) 写し2通（注2）
- (オ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula（注3）、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類（長期滞在査証など）

(注1) 招へい理由書及び身元保証書は、日本の受入企業・団体が記入、押印するものです。原本、または写し（原本をスキャンして PDF 化した電子データを印刷したもの等）を提出してください。招へい理由書及び身元保証書に記載する住所・電話番号は、招へい人及び身元保証人の個人宅のものではなく、企業・団体の住所・電話番号を記載し、同じ住所及び電話番号を査証申請書に記載するように申請人に伝えてください。

(注2) 誓約書は日本の受入企業・団体が記入するものです。申請時に写し（原本をスキャンして PDF 化した電子データを印刷したもの等）を2部提出願います。原本につきましては、受入企業・団体が対象者の入国後6週間保管し、関係省庁から求めがあった場合は提出願います。法人番号は番号法に基づき、国税庁長官が指定する13桁の番号です。商業登記法に基づき登記簿に記録される12桁の会社法人等番号とは異なりますのでご注意ください。法人番号に関しては、国税庁の[法人番号公表サイト](#)をご参照ください。法人番号を取得していない個人事業主等は誓約書への署名はできません。

(注3) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula をお持ちの方は、ビルの受付では運転免許証等の身分証明書を預け、Cédula は領事窓口までお持ちください。

その他

○審査は申請順に行われます。

○標準処理日数は設けられていません。必要書類が完備されてから数週間かかる場合もありますので、余裕をもって申請してください。人道的理由を除き、申請人の都合による早期発給などの希望には応じられません。

○査証申請時に航空券の予約、購入は必要ありません。申請書には搭乗予定便の詳細をご記入ください。

○審査の経過により、追加書類の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

○査証手数料は、国籍によって異なります（ドミニカ共和国籍の場合は、RD\$1,390 です）。査証引き取り時にお支払ってください。

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
Av. Winston Churchill #1099, esq. Andrés Julio Aybar
Torre Citigroup (Acrópolis Center) Piso 21
Ensanche Piantini, Santo Domingo, D.N.
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp